



第4号様式

流教ス第 105 号

令和3年2月25日

(宛先) 流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 森 亮二 様

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日 ・ 流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 スポーツ振興課	意見	<p>コミュニティプラザ改修事業の人工芝の敷設については、予算流用により、備品購入費として執行がなされていた。備品購入費として執行することで、市民の施設利用休止期間の短縮を図った姿勢は評価できるが、内容を調査したところ、工事請負費での執行がより適正であると思われる。今後は、期間短縮等の理由に関わらず、内容や性質を重視したうえで、関係各課と深度ある協議を重ねるなど、より適正な予算科目での執行ができるよう、内部統制が働く仕組みを構築されたい。</p>	<p>仕様及び発注内容について、主要な工程や作業等を深く認識し、事例の調査、関係各課との細部にわたる協議を重ね、適正な予算科目の設定や執行に努めてまいります。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。